

令和 8 年度文化芸術企画提案型委託事業

「アートに触れようプロジェクト」

実施要領

はじめに

本事業への提案にあたっては、この実施要領及び別紙「令和 8 年度文化芸術企画提案型委託事業『アートに触れようプロジェクト』業務委託仕様書」を熟読した上で応募してください。

1 趣旨・目的

ふじみ野市で活動するアーティストが自ら企画した文化芸術事業を実施することで、身近な地域で広く市民が多様なアートに親しみ交流する機会をつくり、多様な市民の交流やふじみ野市の魅力を発信する事業の開催を通し、地域の活性化や地域文化の向上を図るものです。

2 業務概要

(1) 業務名

令和 8 年度文化芸術企画提案型委託事業「アートに触れようプロジェクト」業務

委託（以下「企画提案事業」という。）

（２）業務内容及び履行方法

別紙 令和８年度文化芸術企画提案型委託事業「アートに触れようプロジェクト」

業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに

（３）募集事業件数

６件（上限）

※提案件数は、１団体もしくは１個人あたり２事業までとします。

（４）委託費上限額

１件 １５０，０００円（消費税込み）

※別紙、仕様書に定める業務内容に対する事業費は、上記の委託費上限額の範囲で見積ること。

また、別紙、仕様書に定める業務内容に拡充して応募者自らの費用により実施する事業を提案することは可とする。

（５）業務委託期間

契約締結日（令和８年４月初旬予定）から令和９年３月３１日（水）

（６）発注者

ふじみ野市立文化施設指定管理者（日本環境マネジメント株）

※当該事業はふじみ野市文化・スポーツ振興課の所管事業です。

3 参加資格

次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すること。

(1) ふじみ野市を中心に文化芸術活動を行っている個人または団体、もしくはその団体

に所属する個人。法人格を有しない団体（任意団体）の場合には、次の①～④

を全て満たしている団体

① 定款に類する規約等を有し、その規約等により以下の②～④および団体設立年

月日が確認できること

② 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること

③ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること（代表者との兼務は認めません。

）

④ 一定の活動実績があり、又は事業を完遂できる見込みがあること

(2) アート系ワークショップの企画及び開催実績があること。

(3) 当該委託業務を的確に処理できると認められること。

(4) 宗教活動や政治活動を主たる目的としない者、かつ暴力団による不当な行為の

防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に掲げる反社

会的勢力との関わりのある活動を行っている個人又は団体及びそれらの利益となる

活動を行うものでないこと。

4 契約までの流れ

(1) 日程

本事業実の公募開始から契約までの概ねの日程は、次のとおりです。

①	令和7年12月2日(火)～ 令和7年12月18日(木)	事業説明会予約受付(12月市報掲載)
②	令和7年12月2日(火)	ふじみ野ステラ・ウェストホームページ掲載・実施要領等の書類配布開始
③	(1) 令和7年12月21日(日) 午後1時30分～3時30分 (2) 令和7年12月22日(月) 午後1時30分～3時30分	事業説明会 (1) ふじみ野市役所5階A大会議室 (2) ふじみ野ステラ・ウェスト 多目的ルーム ※参加は任意です。
④	令和7年12月23日(火)～ 令和8年2月6日(金) 午後5時まで	申請書類受付期間
⑤	令和7年2月25日(水) (予定)	結果公表

⑥	令和 8 年 3 月中	事業打合せ
⑦	令和 8 年 4 月	契約予定

(2) 実施要領等の配布について

ふじみ野ステラ・イースト及びふじみ野ウェスト窓口にて配布、また



はふじみ野ステラ・ウェストホームページからダウンロードできます。(

文化芸術企画提案型委託事業
ホームページ
(ステラ・ウェストホームページ内)

二次元コードをご覧ください)

(3) 質問等の受付

質問事項は、令和 7 年 12 月 21 日(日)・22 日(月)の事業説明会で受け付け、回答します。事業説明会後の質問は、令和 8 年 1 月 5 日(月)午前 9 時まで所定の様式によりメールにて受け付けます。寄せられた質問及びそれらに対する回答は説明会参加者及び質問者へメールにて共有します。

なお、窓口や電話等での質問は、審査の公平性を担保するため受付できません。

(4) 受付・提出等の流れ

①事業説明会受付期間

令和 7 年 12 月 18 日(木)までにウェブフォームでお申し込みください。



②事業説明会

申込フォーム
ダウンロード

(1) 日時 令和7年12月21日(日)

午後1時30分～3時30分(受付は開始15分前から)

会場 ふじみ野市役所5階A大会議室

(2) 日時 令和7年12月22日(月)

午後1時30分～3時30分(受付は開始15分前から)

会場 ふじみ野ステラ・ウェスト2階 多目的ルーム

※(1)・(2)は同じ内容です。説明会への参加は任意です。

③申請書類受付期間

令和7年12月23日(火)～令和8年2月6日(金)

【郵送の場合】※必着

特定記録郵便等配達を証明できる方法で送付すること。

【持参の場合】

ふじみ野ステラ・ウェスト窓口に直接持参する。

受付時間 午前10時から午後9時まで(最終日は午後5時まで)

※FAX、メールによる提出は受け付けません。

※提出先詳細は、「12 募集及び問い合わせ先(事務局)」を確認してください。

④その他

本企画提案事業の応募に係る費用は、**選定結果に拘わらず**応募者の負担とします。提出され採択された企画提案書等の著作権は発注者に属します。提出された書類や資料は返却出来ません。発注者が応募者に無断で他の目的に使用することはありません。

5 提出書類

以下の書類を提出していただきます。提出様式の押印欄には、代表者印を押印してください。

- | | |
|----------------------|--------|
| ①アートに触れようプロジェクト参加申込書 | 【様式－１】 |
| ②実施団体等概要書 | 【様式－２】 |
| ③アートに触れようプロジェクト企画提案書 | 【様式－３】 |
| ④事業収支予算書 | 【様式－４】 |
| ⑤事業スケジュール | 【様式－５】 |
| ⑥事業実施体制 | 【様式－６】 |
| ⑦質問書 | 【様式－７】 |

6 審査について

発注者及び市において、応募書類の内容を審査し、事業内容について評価基準に基づき点数の高い順に決定します。また、必要に応じてヒアリングを実施いたします。但し、合計点の合算が配点の 6 割に満たない場合は選外とします。

7 審査基準

応募者の提案に対する評価項目及び評価内容は概ね次のとおりです。

審査基準表

項目	評価内容	配点
全体構成について 【5 点】	(1)委託業務の目的、内容を理解しているか。 (営利を目的とした内容でないか委託業務に対する意欲があるか等)	2 点
	(2)運営や出演団体などが次の企画実施に繋がる企画となっているか。	3 点
企画内容について 【4 0 点】	(1)仕様書の内容を満たした企画内容であり、魅力的な内容になっているか。 【ポイント】 ・参加者の継続的な活動につながるかについて ・市や施設の魅力が伝わるかについて	1 0 点
	(2)現実的であり効率的かつ無理なく実施できる内容となっているか。また、本事業の目的を達成できる内容となっているか。	1 0 点

	(3)子どもから大人まで幅広い参加者が楽しく、気軽に参加できる内容となっているか。 また、参加対象を制限する場合、理由がはっきりと記載されているか。	10点
	(4)事業費の積算は、経済的かつ適切な積算となっているか。 【ポイント】 ・参加費の金額設定について ・積算の不足項目はないかについて	5点
	(5)過年度に実施した企画から発展・拡充があるか。 【ポイント】 ・当該事業を過去に実施した際の集客などを分析し、今回の提案に反映されているか。 ・前回内容と類似のものは0点とする。	5点
実施体制及びスケジュール構成について 【5点】	(1)計画的で無理ない実施スケジュールとなっているか。	3点
	(2)業務委託仕様書に定める事項を全て遂行できる体制となっているか。	2点
	合 計	50点

※企画内容について(5)は、過去に企画を採択された申請者のみ採点対象とし、初申請の者は5点とする。

8 結果の公表

審査結果は、決定事業・実施者等を、ふじみ野ステラ・イーストホームページに掲載します。審査結果に関する質問及び異議申し立ては受け付けません。

9 契約締結に関する取り決め

(1) 委託契約

原則として、決定した事業実施者と提案事業について協議し、契約上限額の範囲内で「業務委託契約書」に準じて締結します。ただし事業実施者との協議が整わない場合は、次順位以降の者と協議し契約を締結する場合があります。

(2) 契約額の決定方法について

採択決定の後、採択者と契約額及び契約の条件等について調整を行う。契約額については発注者が業務計画書と参考見積価格等を精査し、委託要項等で経費として認めているもの以外の経費、業務の履行に必要なではない経費、過大に見積もられた経費などは負担しない。

したがって契約額は採択者が提示する参考見積価格とは必ずしも一致しないことがある。また、契約額及び契約の条件等について双方の合意が得られない場合には採択決定を取り消すことがある。

10 提案の無効に関する事項

次の項目に一つでも該当する場合は、その応募者の提案は無効とします。（１）提案に参加する資格がないものが提案したとき。

（２）提出書類に虚偽の記載があったとき。

（３）提出期間までに必要な書類が揃わなかったとき。

（４）委託費上限額を超えた提案をしたとき。（※応募者自らの負担で事業を拡充する場合の全体事業費はこの限りではない。）

（５）提案書類が本募集要項等に定める様式及び留意事項に適合しない場合。

（６）その他不正な行為があったとき。

1 1 その他

（１）業務の再委託について、包括的な業務の再委託は認めません。

個別、または、部分的な業務の再委託は、契約規則に準じて書類を提出していただきます。

（２）本業務の実績報告書の検査では、基本的に支払書や領収書などの支払根拠の提出は不要ですが、これらの書類は必ず保管してください。

（３）本業務の実施にあたり、疑義等が生じた場合は、双方の協議の上決定します。

1 2 募集及び問合せ先（事務局）

ふじみ野ステラ・ウェスト 事業担当

住 所 〒 3 5 6 - 0 0 5 8

ふじみ野市大井中央二丁目 1 - 8

電 話 0 4 9 - 2 6 1 - 0 6 4 8

F A X 0 4 9 - 2 6 1 - 0 6 9 6

メール kikaku@f-bunka.jp